

第6期神奈川県障がい福祉計画における成果目標(案)について

資料2-1

大項目	小項目	国の基本指針 (目標年度R5)	県の目標設定の考え方	県の成果目標案 (目標年度R5)	県5期計画(目標年度R2)		
					目標	実績	
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	R1年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する人の数	R1年度末施設入所者数(4,821人) ×6%+第5期計画の未達成割合分	調整中		470人 (H28年度末入所者の 約10%)	175人 (H28年度末入所者の 約3.6%)	
	R1年度末時点に対する施設入所者数の減少数	R1年度末施設入所者数×1.6% +第5期計画の未達成割合分			74人	154人	
精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム の構築	【新規】精神障がい者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	基本指針に準拠	322日以上		(新規)	322日 (平成28年3月の 退院者の実績)
	精神病床における1年以上の長期入院患者数	国の基本指針に定める算出式による	基本指針に準拠	65歳以上	3,026人	2,926人	3,545人
				65歳未満	2,171人	2,668人	2,894人
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合	入院後3か月時点の退院率:69% 入院後6か月時点の退院率:86% 入院後1年時点の退院率:92%	基本指針に準拠	69%		69%	54.90%
				86%		84%	81.60%
92%				90%	90.40%		
【県独自】精神障害にも対応した地域包括ケア システムの構築に向けた保健・医療・福祉関係 者による協議の場を設置している市町村数	(記載なし)	県独自に設定	33市町村(全市町村)		11保健所に設置 3政令市に設置	11保健所に設置 3政令市に設置 20市町村	
地域生活支援拠点等が 有する機能の充実	地域生活支援拠点等を整備した市町村の数	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	33市町村(全市町村)		33市町村	12市町村
	【新規】地域生活支援拠点等の運用状況の 検証及び検討を行う市町村の数	各市町村又は各圏域に少なくとも 一ヶ月1回以上運用状況を検証、 検討	基本指針に準拠	33市町村(全市町村)		(新規)	9市町村
福祉施設から 一般就労への移行等	就労移行支援事業等を通じてR5年度中に 一般就労に移行する人の数	R1年度実績(1,370人)の1.27倍 +第5期計画の未達成割合分	基本指針の値を基本として 市町村計画と整合性を図る	1,783人 (R1実績の1.30倍)		1,794人	1,393人
	【新規】就労移行支援事業から 一般就労へ移行する人の数	R1年度実績(1,032人)の1.3倍	基本指針に準拠	1,341人 (R1実績の1.3倍)		(新規)	1,067人
	【新規】就労継続支援A型事業から 一般就労へ移行する人の数	R1年度実績(71人)の1.26倍	基本指針の値を基本として 市町村計画と整合性を図る	119人 (R1実績1.68倍)		(新規)	106人
	【新規】就労継続支援B型事業から 一般就労へ移行する人の数	R1年度実績(209人)の1.23倍	基本指針の値を基本として 市町村計画と整合性を図る	329人 (R1実績の1.575倍)		(新規)	163人
	【新規】R5年度における就労定着支援事業を 利用する人の数	一般就労移行者のうち、7割以上	基本指針に準拠	1,248人以上		(新規)	307人
	【新規】就労定着支援事業所のうち就労定着 率が8割以上の事業所の割合	就労定着支援事業所のうち就労定着 率が8割以上の事業所を7割以上	基本指針に準拠	7割以上		(新規)	5割

第6期神奈川県障がい福祉計画における成果目標(案)について

資料2-1

大項目	小項目	国の基本指針 (目標年度R5)	県の目標設定の考え方	県の成果目標案 (目標年度R5)	県5期計画(目標年度R2)	
					目標	実績
障がい児支援の 提供体制の整備等	児童発達支援センターを設置する市町村の数	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	33市町村(全市町村)	(設定せず)	15市町村
	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している市町村の数	各市町村において利用可能	基本指針に準拠	33市町村(全市町村)	(設定せず)	16市町村
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村の数	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	33市町村(全市町村)	(設定せず)	14市町村
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村の数	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	33市町村(全市町村)	(設定せず)	17市町村
	医療的ケア児支援のための関係機関の連携のための協議の場を設置している市町村の数	県、各圏域及び各市町村に1つ設置	基本指針に準拠 (県及び圏域は設置済み)	33市町村(全市町村)	県:設置 県域:8圏域に設置 市町村:33市町村に設置	設置済み 8圏域で設置済み 23市町で設置済み
	【新規】医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数	県、各圏域及び各市町村に配置	基本指針に準拠 (県及び圏域は設置済み)	33市町村(全市町村)	(新規)	7市町村
	【新規】難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	県で体制を確保	基本指針に準拠	県で体制確保	(新規)	未対応
【新規】 相談支援体制の 充実・強化等	【県独自】相談支援従事者の数(累計)	各市町村又は各圏域で総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	かながわ障がい者計画の成果目標を踏まえて県独自に設定	1,938人	(新規)	1,514人
	【県独自】相談支援専門員による障害福祉サービス等利用計画等の作成率		かながわ障がい者計画の成果目標を踏まえて県独自に設定	障がい者 65.40%	(新規)	59.70%
	【県独自】相談支援事業の利用者数(累計)		かながわ障がい者計画の成果目標を踏まえて県独自に設定	障がい児 57.80%	(新規)	42.50%
				計画相談支援 80,202人	(新規)	59,681人
	【県独自】基幹相談支援センターを設置する市町村数		基本指針を踏まえて県独自に設定	障害児相談支援 34,372人	(新規)	29,318人
			33市町村(全市町村)	(新規)	22市町村	
【新規】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	【新規】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県及び各市町村で体制を確保	基本指針に準拠	指導監査の適正な実施及びその結果を関係市町村と共有する体制を引き続き構築	(新規)	未対応